

平成25年度南部町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 25年3月末	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 8,642	千円 6,034,934	千円 518,374	千円 994,944	% 16.5	% 16.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 120	千円 456,940	千円 70,746	千円 155,074	千円 682,760	千円 5,690	千円 5,537

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

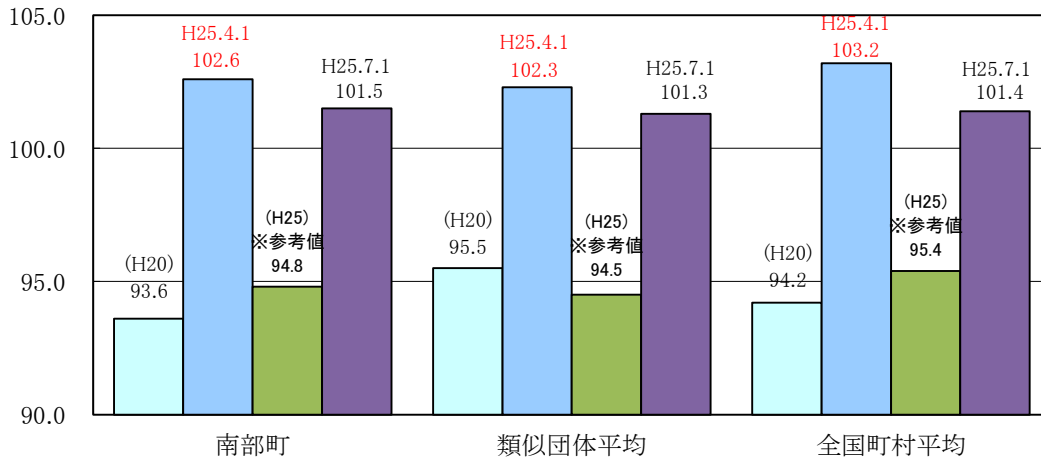
(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) H24. 4. 1ラスパイレ指数101. 1のオーバー分1. 1を減額措置 H25. 4. 1ラスパイレ指数102. 6・参考値94. 8、減額時ラスパイレ指数101. 5 (手当)	

(その他)

平成15年3月1日に旧南部町と旧富沢町と合併し、南部町となる。

(4) ラスパイレ指数の状況



- (注) 1 ラスパイレ指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレ指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南部町	45.0 歳	325,690 円	365,782 円	352,057 円
山梨県	43.2 歳	339,136 円	417,943 円	376,656 円
国	43.1 歳	307,220(332,446) 円	- 円	376,257 (405,463) 円
類似団体	42.8 歳	312,396 円	354,333 円	338,428 円

②技能労務職

区 分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	民 間			参 考 A/B
						類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
南部町	8人	53.3 歳	254,650 円	264,463 円	259,088 円	-	-	- 円	-
うち用務員	1人	-	- 円	- 円	- 円	-	-	- 円	-
うち学校給食員	2人	-	- 円	- 円	- 円	-	-	- 円	-
うち清掃職員	4人	52.4 歳	276,975 円	289,150 円	281,600 円	廃棄物処理 業従業員	45	290,600 円	1.00
うちその他の職員	1人	-	- 円	- 円	- 円	-	-	- 円	-
山梨県	142人	49.8 歳	345,623 円	396,779 円	371,367 円				-
国	3272人	49.9 歳	272,119 (286,850) 円	- 円	309,534 (325,400) 円				-
類似団体	6人	49.3 歳	271,309 円	293,088 円	282,229 円				-

区 分	参 考		
	年取ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
南部町	-	-	-
うち用務員	- 円	- 円	-
うち学校給食員	- 円	- 円	-
うち清掃職員	4,567,800 円	3,980,600 円	1.15
うちその他の職員	- 円	- 円	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22～24年の3年平均)

※技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年取ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額の額を加えた試算値である。

③看護保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南部町	45.6 歳	318,100 円	335,766 円	360,200 円
山梨県	42.6 歳	353,201 円	408,438 円	375,940 円
国	46.0 歳	299,098 (314,592) 円	- 円	327,740 (344,120) 円
類似団体	42.3 歳	296,327 円	334,863 円	306,670 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区分		南部町	山梨県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 (163,987) 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 (133,418) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	146,700 円	- 円
	中学卒	129,200 円	129,200 円	- 円
看護保健職	大学卒	198,300 円	206,900 円	- 円
	短大卒	188,900 円	- 円	- 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（25年4月1日現在）

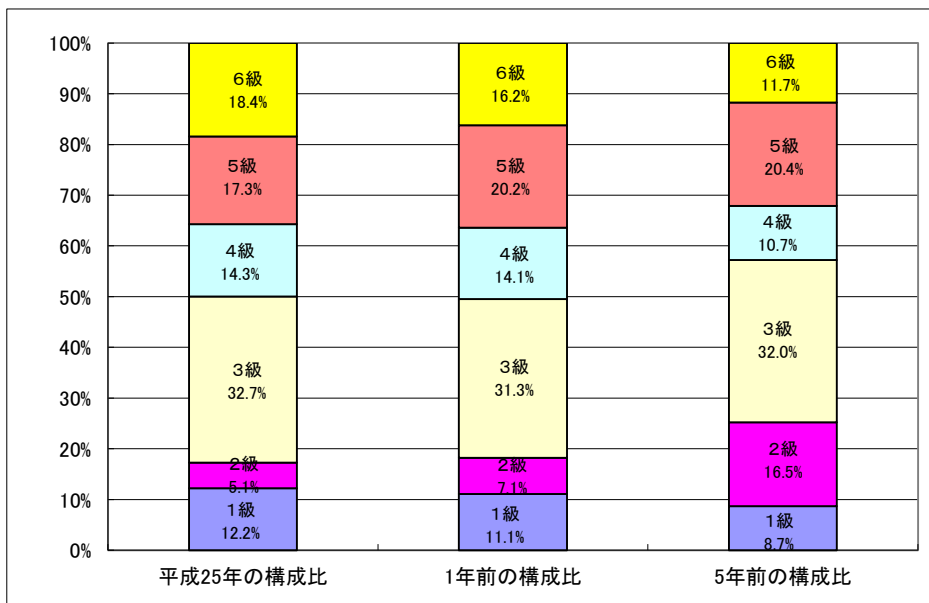
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	275,000 円	306,700 円	358,700 円
	高校卒	217,100 円	269,600 円	296,600 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	250,700 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
看護保健職	大学卒	- 円	279,200 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	特に複雑困難な業務を掌する課長、室長、局長及び次長	18 人	18.4 %
5 級	複雑困難な業務を掌する課長、室長、局長及び次長並びに特に複雑困難な業務を掌する課長補佐、主幹	17 人	17.3 %
4 級	主幹の職務	14 人	14.3 %
3 級	主査、副主査の職務	32 人	32.7 %
2 級	主任の職務	5 人	5.1 %
1 級	主事、技師及び主事補、技師補の職務	12 人	12.2 %

(注) 1 南部町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月、8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況</p> <p>毎年1月1日に定期昇給を実施している。勤務成績の反映については、能力・業績に基づく人事評価が未実施であるため、一律標準区分で昇給を行った。</p> <p>※勤務成績評定制度については、平成26年度に導入予定である。</p>

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南 部 町	山 梨 県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,397 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,495 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況

<p>2. 勤勉手当への勤務成績の反映状況</p> <p>平成25年6月・12月の勤勉手当において、人事評価が未実施であるため、成績率に差を設けず、一律の支給(65/100・65/100)を行った。</p>

(2) 退職手当 (25年4月1日現在)

南 部 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.50 月分 28.7875 月分	勤続20年 23.50 月分 28.7875 月分
勤続25年 33.50 月分 38.955 月分	勤続25年 33.50 月分 38.955 月分
勤続35年 47.50 月分 55.860 月分	勤続35年 47.50 月分 55.860 月分
最高限度額 59.28 月分 55.86 月分	最高限度額 59.28 月分 55.86 月分
その他の加算措置	その他の加算措置 定年前早期退職特例2%~20%加算
(退職時特別昇給 無)	
1人当たり平均支給額(定年退職) 26,797 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (25年4月1日現在)

※南部町は地域手当支給対象外地域

支給実績(24年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %
—	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	912 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	912,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	1.6 %		
手当の種類(平成24年度手当数)	条例手当数 2(うち支給手当数1)		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
火葬手当	環境センター職員	火葬業務に従事した職員	1件当たり6,000円以内

※平成19年4月より不快手当・危険手当を廃止した。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	17,885 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	127 千円
支給実績(23年度決算)	16,624 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	168 千円

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 その他 6,500円(3人目以上は5,000円) (被扶養者のうち16~22歳の者は5,000円加算)	同じ		16,532 千円	233,000 円
住居手当	借家等居住月額12,000円を超える家賃支払者 (27,000円上限)	同じ		863 千円	173,000 円
通勤手当	通勤距離(片道)2km以上の者 通勤距離に応じ月額2,000円~24,500円	同じ		3,612 千円	36,120 円
管理職手当	課長補佐以上の管理職 6級1種 月額 41,600円 5級1種 月額 39,700円 5級2種 月額 31,800円	同じ		11,100 千円	404,000 円

5 特別職の報酬等の状況 (25年4月1日現在)

区分	給料	料 月 額 等	
		給	料
給料	町 長	621,000 円	850,000 円 / 370,000 円
	副 町 長	- 円	- 円 / - 円
	教 育 長	552,000 円	- 円 / - 円
報酬	議 長	220,000 円	360,000 円 / 205,000 円
	副 議 長	176,000 円	320,000 円 / 164,900 円
	議 員	158,000 円	300,000 円 / 145,500 円
期末手当	市区町村長	(24年度支給割合) 3.90 月分	
	副 町 長 教 育 長	(24年度支給割合) 3.10 月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式) 給与月額×支給割合(在職月数×42/100)	(支給時期) 任期毎に支給
	副 町 長	給与月額×支給割合(在職月数×25/100)	任期毎に支給
	教 育 長	給与月額×支給割合(在職月数×20/100)	任期毎に支給

6 職員数の状況

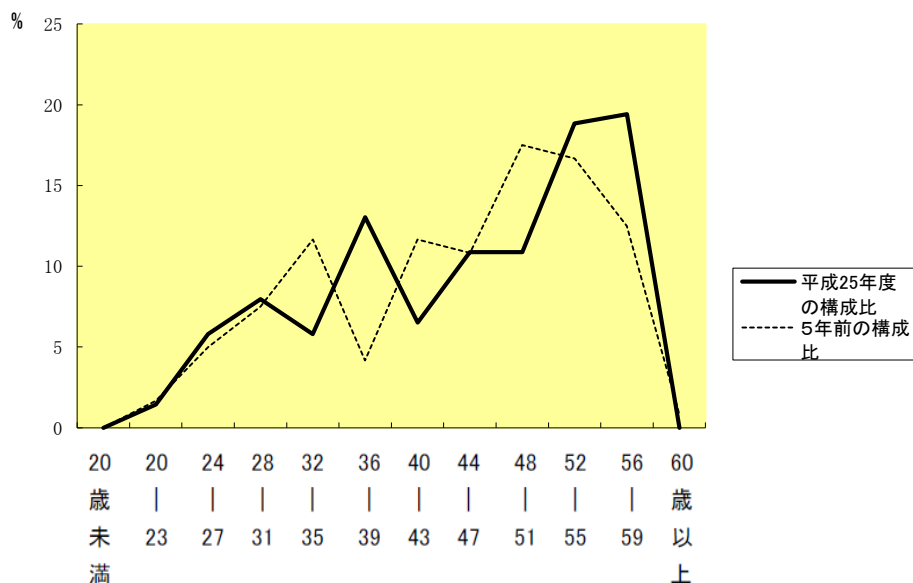
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数		対前年増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成24年	平成25年			
一 般 行 政 部 門	議会・総務部門	33	32	△ 1	再任用
	税務部門	8	8	0	
	福祉部門	37	39	2	戸籍窓口、福祉係
	経済部門	12	11	△ 1	中山間担当
	土木部門	7	8	1	管理係
	小 計	97	98	1	類似団体の人口1万人当たり職員数 99.99人
特 別 行 政 部 門	教育部門	23	20	△ 3	退職不補充
	消防部門	0	0	0	
	小 計	23	21	△ 2	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院部門	7	7	0	
	水道部門	3	3	0	
	その他	11	10	△ 1	
	小 計	21	20	△ 1	
合 計	141	139	△ 2		
	[184]	[184]	[0]	類似団体の人口1万人当たり職員数 123.37人《普通会計》	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	2	8	11	8	18	9	15	15	26	27	0	139

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	102	102	97	95	97	98	▲4 (△4.8%)
教育	—	—	—	—	—	—	— (—%)
消防	—	—	—	—	—	—	— (—%)
普通会計計	132	132	125	121	120	119	▲13 (△10.9%)
公営企業等会計計	25	24	20	22	21	20	▲5 (△25.0%)
総合計	157	156	145	143	141	139	▲18 (△12.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

- 公営企業会計関係職員がいないため、以下省略

南部町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1 南部町の現状

南部町の技能労務職員は国の行政職俸給表（二）の給料表で統一されており、平成18年4月には国の給与構造見直しに伴い、給与水準を一律引き下げを実施しました。

昇給・昇格については既に退職時特別昇給・枠外昇給を廃止し、諸手当は平成20年度より環境センター職員を対象としていた特殊勤務手当を廃止しました。

(1)職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員比較データ

平成25年4月1日現在

区 分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	民 間			比 較
					類似職種	平均年齢	平均給与月額	
南部町	8人	53.3 歳	254,650 円	264,463 円	—	—	— 円	
うち用務員	1人	—	— 円	— 円	用務員	—	— 円	
うち学校給食員	2人	—	— 円	— 円	調理士	—	— 円	
うち清掃職員	4人	52.4	276,975 円	289,150 円	廃棄物処理 業従業員	45	290,600 円	1.00
うちその他の職員	1人	—	— 円	— 円	—	—	— 円	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
- 4 技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等で完全に一致しているものでない。

(2)年齢別職員数

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	2	0	8

2 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、国の行政職俸給表（二）の給料表の運用、適正な昇給昇格を実施しているため、国・県及び民間の同種の従事者と比較しても同水準と思われる。

今後も引き続き技能労務職員については、退職不補充とし、臨時職員等を活用する。また、給与等についても県人事委員会の勧告に留意しながら適正な給与制度の運用に努める。

3 具体的な取組内容

現在8人の技能労務職員は、5年後には3名となり、退職不補充の観点から業務の見直し及び現場の状況を精査し、平成21年度から指定管理者制度の導入に向けて準備を進め、民間に委ねることができる業務については、積極的に民間活力の導入を推進。

平成22年度から全職種を対象とした勤務成績評価制度を試行し、国の行政職俸給表（二）の給料表の運用と適正な昇給昇格に努める。

定員管理については、技能労務職員の職務の内容を踏まえつつ、任用職種変更・人事異動等により職員数の適正化を図る。